

複製禁止

第13号様式（第38条関係）

31多環ご第780号
令和2年3月24日

住所 東京都八王子市長房町126番地の2
氏名 株式会社まごころ清掃社
代表取締役 高野 正道 殿

一般廃棄物収集運搬業許可証

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第38条第1項の規定による許可を受けた者であることを証します。

多摩市長 阿部 裕 行



記

- 一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
(普通ごみ)
- 事業の区分 収集・運搬 (許可番号 第15号)
- 運搬先 多摩ニュータウン環境組合
- 許可区域 多摩市全域
- 許可の有効期間 令和2年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 許可条件 (1) 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例その他関係法令を遵守すること。
(2) その他市長の指示に従うこと。

複製禁止

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表とする者は多摩市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			